

西宮市立保育所副食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、これまで保育料の一部として西宮市立保育所の保護者から徴収していた副食費について、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当する子ども（以下「2号認定子ども」）の副食費を新たに徴収するために必要な事項を定めるものとする。

(徴収範囲)

第2条 徴収する給食費は、2号認定子どもの副食費とする。

(副食費の額)

第3条 徴収する副食費の月額は4,500円とする。

(副食費の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の給食費の額は、当該各号に定めるとおりとする。

号番	区 分	副食費
(1)	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者（市長が定める者に限る。）に係る市民税所得割合算額がそれぞれ57,700円（要保護者等にあつては、77,101円）未満の世帯である2号認定子ども	全額免除
(2)	負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額基準子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合における負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び2番目の年長者である負担額算定基準子どもを除く。）である2号認定子ども	全額免除
(3)	生活保護及び里親の世帯の2号認定子ども	全額免除
(4)	当該月の全日において給食の提供を受けなかった場合	全額免除
(5)	災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号）	副食費×（保育利用可能日数／25日）を徴収

(副食費の徴収)

第5条 副食費は、当該月分を毎月末に徴収する。

2 前項の徴収方法は、銀行等の金融機関による口座振替又は納付書による納付とする。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。